



トピックス	TOP	MPD
S・A	2~4	2~4
論文	2	-

被疑者・被告人の権利

被疑者と被告人

① 被疑者

犯罪の嫌疑を受け、捜査の対象とされているが、**まだ公訴を提起されていない者**をいう。

② 被告人

罪を犯したとして、**公訴を提起されている者**をいう。

被疑者は**公訴の提起**を受けて、「被告人」と呼ばれるんだね。



憲法で保障されている被疑者・被告人の権利

法定手続の保障(憲法31条)

拷問を受けない権利(憲法36条)

黙秘権(憲法38条1項)

自白法則(憲法38条2項・3項)

不法に身柄拘束されない権利(憲法33条・34条)^{*1}

不法に住居侵入、捜索・押収されない権利(憲法35条)^{*2}

公平な裁判所・迅速な公開裁判(憲法37条1項)

証人審問権(憲法37条2項前段)

証人喚問権(憲法37条2項後段)

弁護人依頼権(憲法37条3項)

遡及処罰の禁止(憲法39条前段前半)

一事不再理(憲法39条前段後半、後段)

被告人の権利

不法に身柄拘束されない権利(^{*1})は2025年1月号、不法に住居侵入、捜索・押収されない権利(^{*2})は、2025年3月号で解説する予定です。



法定手続の保障

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない(憲法31条)。

① 趣旨

人身の自由についての基本原則である。公権力を手続的に拘束することによって人権を**手続的に保障していこうとするもの**であり、法の支配の現れといえる。

② 内容

憲法31条は、**手続の法定**だけでなく、**実体の法定**及び手続・実体双方の**内容の適正**の全てを保障する。

	法定	適正
実体面	刑法(罪刑法定主義)等	○ 刑罰法規の明確性 ○ 刑罰法規の内容の妥当性 ○ 罪刑の均衡
手続面	刑事訴訟法等	○ 被疑事実の要旨の告知 ○ 令状の提示 ○ 聴聞、弁明の機会の付与等

③ 行政手続との関係

憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続についても、**保障が及ぶことがある**(最判平4.7.1)。例えば、精神障害者を実質的に拘束する措置入院の行政手続は法律で定められている(いわゆる精神保健福祉法29条)。

拷問を受けない権利

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、**絶対にこれを禁ずる**(憲法36条)。

① 拷問

被疑者や被告人から**自白を得るために肉体的・精神的苦痛を与えること**をいう。明治憲法下でも禁止されていたものの、厳守されていなかったので「絶対に」禁止するとされた。

② 残虐な刑罰

不必要な精神的・肉体的苦痛を内容とする**人道上残酷と認められる刑罰**をいう。

判例 刑罰としての死刑の合憲性

死刑は、火あぶり・はりつけ・さらし首・釜ゆで等、死刑の執行方法がその時代と環境において人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には憲法に違反するが、刑罰としての死刑そのものが一般に残虐な刑罰に当たるものではない(最判昭23.3.12)。



マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 5、TOP・MPDの論文 3とリンク！

私文書偽造・同行使罪、詐欺罪

高齢者Aの成年後見人である司法書士の甲は、最近司法書士事務所の経営状態が好ましくない状況にあり、Aが死亡したのを奇貨として、金員を得ることを企て、以前に業務上Aから預かっていたA名義の銀行預金通帳と印鑑を使用して、A名義で銀行預金払戻請求書を作成した。そして、それを銀行員に提出し、払戻を受けて現金を領得した。



この場合における甲の刑責について述べなさい(業務上横領の罪は別論とする)。



解答・解説は次ページで →